

# 広島県におけるP.F.I導入のための指針

平成 13 年 8 月

(平成 15 年 1 月一部改訂)

(平成 19 年 4 月一部改訂)

広 島 県

## はじめに

PF I (Private Finance Initiative) は、サッチャー [昭和 54 (1979) ~平成 2 (1990) 年], ヌージャー [平成 2 (1990) ~平成 9 (1997) 年] と続いた英国保守党による政策の目玉である民活路線の一環として打ち出され、平成 4 (1992) 年 11 月に導入されました。

英国病を克服するとともに、財政を再建するため、国营企業の民営化、規制緩和、公共業務のアウトソーシング (外部委託) を進めて、「強くて小さい政府」の実現を目指した政策の一環であり、平成 10 (1998) 年 9 月現在の契約金額が、約 109 億ポンド (約 1 兆 9 千億円, 1 ポンド=175 円で換算) にものぼるなど、鉄道、道路、橋梁、病院等の幅広い分野で PF I 事業が行われています。

我が国では、平成 9 (1997) 年 11 月の政府の「緊急経済対策」の目玉として PF I が浮上し、平成 10 (1998) 年 5 月には「PF I 法案」(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案) が、議員立法という形で国会へ提出されました。

その後、「PF I 法」が平成 11 (1999) 年 7 月に成立するとともに、平成 12 (2000) 年 3 月には、「基本方針」(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針) が、平成 13 (2001) 年 1 月には「ガイドライン」(事業プロセスとリスク分担等) が、それぞれ国において公表されるなど、具体的な PF I 事業の実施に向けた枠組みや環境は整いつつあり、その結果、神奈川県や東京都などの地方自治体においても、様々な PF I 事業が進められています。

広島県においても、このような国内外の動きや「PF I 法」等の枠組みを踏まえ、平成 10 (1998) 年度から庁内の実務担当者による PF I を導入していく上での課題の研究等に着手したほか、昨年度策定した「県政中期ビジョン」や「第 3 期実施計画」にも、「県民等との新たな協働関係の構築」のための主要な施策として、PF I を位置付けています。

また、今年度からは県営住宅建設事業への PF I 手法の導入について、具体的な調査を実施していきます。

今後とも、厳しい財政状況の下で、従前にも増して、低廉でより良質な公共サービスの提供を行うため、広島県としても、積極的に PF I を導入していく必要があると考えています。

このため、今回、PF I を導入していく上での基本的な考え方、手順などを明らかにした「広島県における PF I 導入のための指針」を策定しました。

今後、具体的に PF I の導入を検討し、事業を実施していく中で生じる課題などを踏まえ、この「指針」をより良いものにしていきます。

# 目 次

[頁]

I PFI導入の基本的な考え方	-----	1
1 PFIとは何か	.....	1
2 PFI事業の基本的な流れ	.....	6
3 PFIの効果・原則	.....	8
4 PFI導入の考え方	.....	10
5 広島県における推進体制	.....	11
6 具体的な事業例	.....	13
II PFI導入の手引き	-----	14
1 導入の手順	.....	14
2 事業実施の検討	.....	16
3 導入可能性の調査	.....	18
4 特定事業の選定	.....	21
5 事業者の選定	.....	24
6 契約の締結	.....	26
7 事業の実施	.....	27
8 その他の留意事項	.....	28